



2023年4月19日

各 位

会 社 名 株式会社ベイカレント・コンサルティング
代表者名 代表取締役社長 阿部 義之
(コード番号：6532、東証プライム)
問合せ先 取締役最高財務責任者 兼 管理本部長 中村 公亮
(TEL. 03-5501-0151)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、2023年5月26日開催予定の第9回定時株主総会で承認決議されることを前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決議しました。これに伴い、同定時株主総会において、定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事について、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

なお、今回の監査等委員会設置会社への移行を踏まえ、現在設置している任意の委員会である経営諮問委員会については、その目的をより明確化するため、指名報酬委員会と名称を変更することを予定しております。

(2) 移行の時期

2023年5月26日開催予定の第9回定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行するものです。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第40条として新設するものであります。
- ③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年5月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年5月26日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者

(2023年5月26日開催予定の第9回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
阿部 義之	代表取締役社長	同左
池平 謙太郎	代表取締役副社長	同左
中村 公亮	取締役最高財務責任者 兼 管理本部長	同左
小路 敏宗	社外取締役	同左
佐藤 真太郎	社外取締役	同左

(注) 小路敏宗氏及び佐藤真太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2023年5月26日開催予定の第9回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
奥山 芳貴	社外取締役(常勤監査等委員)	常勤監査役
糟谷 祐一郎	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
藤本 哲也	社外取締役(監査等委員)	社外監査役
緑川 芳江	社外取締役(監査等委員)	社外監査役

(注) 奥山芳貴氏、糟谷祐一郎氏、藤本哲也氏及び緑川芳江氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

(3) 退任予定の取締役

(2023年5月26日開催予定の第9回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任予定)

氏名	新役職名	現役職名
関口 諭	—	取締役

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第8条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>② <u>取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第 27 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の数) 第 31 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任の方法) 第 32 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 34 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 35 条 <u>監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、召集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>② 取締役が取締役全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会議事録) 第 27 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) <u>第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則) <u>第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等) <u>第 39 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>② 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	<p>(常勤の監査等委員) <u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第 34 条 監査等委員会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
(新設)	<p>(監査等委員会規則) <u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第 41 条～第 44 条 (条文省略)	第 36 条～第 39 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当) 第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日を基準日として剰余金の配当（期末配当）をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② 前項のほか、当社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当（期中配当）をすることができる。</p> <p>③~④ (条文省略)</p> <p>(中間配当) 第 46 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</p> <p>③ 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>④~⑤ (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の実任免除に関する経過措置) 当社は、取締役会の決議によって、第 9 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

以 上